



川監委第5095号

令和8年3月30日

川越市長 森田初恵様  
川越市議会議長 中村文明様

川越市監査委員 岡田昭文  
同 石川隆二  
同 山木綾子  
同 中原秀文

定期監査及び行政監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定期監査並びに同条第2項の規定に基づく行政監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を提出する。

## 第1 基準に準拠している旨

本監査は、川越市監査基準に準拠し実施した。

## 第2 監査の対象

総合政策部

政策企画課、社会資本マネジメント課、行政改革推進課、情報政策課  
福祉部

福祉推進課、指導監査課、生活福祉課、障害者福祉課、地域包括ケア推進課、  
高齢者いきがい課、介護保険課

## 第3 監査の期間

令和7年10月30日から令和8年3月30日まで

## 第4 監査の方法

提出された資料に基づき、所属長、関係職員からその内容について説明を求め、令和7年度（4月から10月まで）の事務の執行及び財務に関する事務の執行が、法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているか否かを主眼として監査した（必要に応じて、上記以外の期間についても対象とした。）。

今回の監査重点事項及び主な着眼点については、以下のとおりである。

### 1 収入事務について

・使用料、雑入（その他雑入）を対象とし、4件以上該当する所属については、3件を抽出した。

着眼点 ①調定事務 ②徴収事務 ③滞納状況

### 2 現金の管理について

着眼点 ①保管状況 ②照合体制 ③納入状況

### 3 契約事務について

・委託契約（随意契約）等を対象とし、4件以上該当する所属については、契約の内容等を考慮し、3件を抽出した。

着眼点 ①契約の方法 ②契約締結 ③契約の履行 ④関係帳票等

### 4 補助金の交付事務について

・4件以上該当する部署については、3件を抽出した。

着眼点 ①支出対象及び支出金額 ②支出方法の適法性、妥当性

- 5 旅費の支出事務について  
着眼点 ①目的及び履行 ②旅行命令書との整合
- 6 備品の管理について  
・備品出納簿より3件を抽出した。  
着眼点 ①台帳の整備状況 ②管理状況
- 7 情報の管理について  
着眼点 ①管理状況
- 8 内部統制について  
着眼点 ①統制環境 ②リスクへの対応 ③体制整備

第5 監査を実施した監査委員  
岡田昭文、石川隆二、山木綾子、中原秀文

第6 監査の結果  
監査の対象となった部署における事務の執行及び財務に関する事務の執行について、以下の点を除き、おおむね適正に執行されているものと認められた。

#### 【福祉部】

##### 〔意見〕

##### 1 収入事務について

遺骨の引渡しに伴う葬祭費用等の返還請求について、納期限が納入通知書に定められていなかった件は、前回同様の注意を受けていたにもかかわらず、今回も措置されていなかったものである。

今後は、会計規則にのっとり、適正に事務処理を行うよう要望する。

(生活福祉課)

川越市老人福祉センター西後楽会館自動販売機電気使用料・保険料について、納期限後20日以内に督促状による督促を行っていなかった件は、前回同様の注意を受けていたにもかかわらず、今回も措置されていなかったものである。

今後は、会計規則にのっとり、適正に事務処理を行うよう要望する。

(高齢者いきがい課)

##### 2 契約事務について

行旅病人及び行旅死亡人取扱業務委託(単価契約)について、予定価格書を封入する封筒の日付が見積執行日ではなかった件は、前回同様の注意を受けていたにもかかわらず、今回も措置されていなかったものである。

今後は、業務委託等の手引きにのっとり、適正に事務処理を行うよう要望する。

(生活福祉課)

※取扱い

指 摘： 次に該当する場合について、監査委員がその是正を求め表明する指摘事項をいう。

(1) 合規性の観点から、法律、条例、規則等に照らして明らかに違反し、既に現実上大きな影響が発生しているもの、又はその可能性が高いもの。

(2) 法令等に違反はないが、その妥当性（公正性、正確性、効率性、その他の財務会計上の適正性をいう。）に問題があり、明らかに不適切なもの。

意 見： 「指摘」には至らないものの、合規性又は妥当性の観点から何らかの課題が認められ不適切と言わざるを得ないもので、早期にその是正を行うことにより将来的に重大な影響の発生を阻止が期待されるもの、又は行政効果の拡大に繋がるもの。そのほか、「注意」が改善されず再度「注意」を受けた場合には、以降「意見」として取り扱うものとする。

要 望： 何らかの不適切な事項に対し、「あるべき姿」や「その方向性」を提示するとともに、一定の改善策又は目標値等を示しつつ、監査委員が願望として表明する所感をいう。

なお、「指摘」、「意見」に至らない程度の軽微な不適切事項等を「注意」としている。